

令和6年9月12日

1. 出席議員

議長	吉川里己
1番	古賀珠理
3番	毛利清彦
5番	江口康成
7番	朝長勇
9番	上田雄一
11番	山口幸二
13番	石橋敏伸
17番	山口昌宏
19番	杉原豊喜

副議長	松尾初秋
2番	山崎健
4番	中山稔
6番	吉原新司
8番	豊村貴司
10番	古川盛義
12番	池田大生
15番	末藤正幸
18番	牟田勝浩
20番	江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局	局長	江上新治
次	長	奥幹久
議事係	長	草場章徳
議事係	員	佐々野理子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	小	松		政
副	市	長	北	川	政	次
教	育	長	松	尾	文	雄
総	務	部	秋	月	義	則
総	務	部	黒	尾	聖	洋
企	画	部	松	尾	謙	一
企	画	部	山	北		太
営	業	部	山	崎	正	和
営	業	部	佐々	木	征	夫
福	祉	部	後	藤	英	明
福	祉	部	馬	場	真	嗣
こ	ど	も	古	賀	龍	一
こ	ど	も	野	口	幸	郎
ま	ち	づ	庭	木		未
ま	ち	づ	弦	卷	一	淳
総	務	課	古	田	香	寿
企	画	政	小	柳	真	代
財	政	課	藤	井	喜	一
会	計	管	田	中	祐	友
選	挙	管	山	田	英	紀
監	査	委	前	田		昭
農	業	委	木	村	明	実
		員				美
		会				
		事				
		務				
		局				
		長				

議 事 日 程 第 5 号

9月12日（木）10時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 第73号議案 | 武雄市立小中学校施設使用条例の一部を改正する条例
(質疑・福祉文教常任委員会付託) |
| 日程第2 | 第74号議案 | 武雄市公民館設置条例の一部を改正する条例
(質疑・福祉文教常任委員会付託) |
| 日程第3 | 第75号議案 | 武雄市図書館・歴史資料館設置条例の一部を改正する条例
(質疑・福祉文教常任委員会付託) |
| 日程第4 | 第76号議案 | 武雄市体育施設設置条例の一部を改正する条例
(質疑・総務常任委員会付託) |
| 日程第5 | 第77号議案 | 武雄市山内農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例
(質疑・産業建設常任委員会付託) |
| 日程第6 | 第78号議案 | 武雄市眉山キャンプ場設置条例の一部を改正する条例
(質疑・産業建設常任委員会付託) |
| 日程第7 | 第79号議案 | 武雄市川古の大楠公園設置条例の一部を改正する条例
(質疑・産業建設常任委員会付託) |
| 日程第8 | 第80号議案 | 武雄市竹古場キルンの森公園設置条例の一部を改正する条例
(質疑・産業建設常任委員会付託) |
| 日程第9 | 第81号議案 | 武雄市都市公園設置条例の一部を改正する条例
(質疑・産業建設常任委員会付託) |
| 日程第10 | 第82号議案 | 武雄市矢筈ダム広場設置条例の一部を改正する条例
(質疑・産業建設常任委員会付託) |
| 日程第11 | 第83号議案 | 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例
(質疑・福祉文教常任委員会付託) |
| 日程第12 | 第84号議案 | 武雄市下水道条例等の一部を改正する条例
(質疑・産業建設常任委員会付託) |
| 日程第13 | 第85号議案 | 令和5年度武雄市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
(質疑・産業建設常任委員会付託) |
| 日程第14 | 第86号議案 | 令和6年度武雄市一般会計補正予算（第3回）
(質疑・所管常任委員会分割付託) |
| 日程第15 | 第87号議案 | 令和6年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）
(質疑・福祉文教常任委員会付託) |
| 日程第16 | 第88号議案 | 令和6年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
(質疑・福祉文教常任委員会付託) |

日程第17	第89号議案	令和6年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第1回） （質疑・産業建設常任委員会付託）
日程第18	第90号議案	令和6年度武雄市下水道事業会計補正予算（第1回） （質疑・産業建設常任委員会付託）
日程第19	第91号議案	令和5年度武雄市一般会計決算認定について （補足説明・質疑・決算審査特別委員会設置付託）
日程第20	第92号議案	令和5年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について （補足説明・質疑・決算審査特別委員会設置付託）
日程第21	第93号議案	令和5年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について （補足説明・質疑・決算審査特別委員会設置付託）
日程第22	第94号議案	令和5年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について （補足説明・質疑・決算審査特別委員会設置付託）
日程第23	第95号議案	令和5年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について （補足説明・質疑・決算審査特別委員会設置付託）
日程第24	第96号議案	令和5年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定について （補足説明・質疑・決算審査特別委員会設置付託）
日程第25	第97号議案	令和5年度武雄市国道34号用地先行取得事業特別会計決算認定について （補足説明・質疑・決算審査特別委員会設置付託）
日程第26	第98号議案	令和5年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について （補足説明・質疑・決算審査特別委員会設置付託）
日程第27	第99号議案	令和5年度武雄市下水道事業会計決算認定について （補足説明・質疑・決算審査特別委員会設置付託）
日程第28	報告第11号	令和5年度武雄市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について （質疑）
日程第29	報告第12号	専決処分の報告について （質疑）
日程第30	報告第13号	専決処分の報告について （質疑）
日程第31	報告第14号	専決処分の報告について （質疑）

開 議 10時

○議長（吉川里己君）

皆さんおはようございます。前日に引き続き本日の会議を開きます。

日程に基づき議事を進めます。

日程第 1 第 73 号議案

日程第 1. 第 73 号議案 武雄市立小中学校施設使用条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 73 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 2 第 74 号議案

日程第 2. 第 74 号議案 武雄市公民館設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 74 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 3 第 75 号議案

日程第 3. 第 75 号議案 武雄市図書館・歴史資料館設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 75 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 4 第 76 号議案

日程第 4. 第 76 号議案 武雄市体育施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 76 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 5 第 77 号議案

日程第 5. 第 77 号議案 武雄市山内農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 77 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 6 第 78 号議案

日程第 6. 第 78 号議案 武雄市眉山キャンプ場設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 78 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 7 第 79 号議案

日程第 7. 第 79 号議案 武雄市川古の大楠公園設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 79 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 8 第 80 号議案

日程第 8. 第 80 号議案 武雄市竹古場キルンの森公園設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 80 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 9 第 81 号議案

日程第 9. 第 81 号議案 武雄市都市公園設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 81 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 10 第 82 号議案

日程第 10. 第 82 号議案 武雄市矢筈ダム広場設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 82 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 11 第 83 号議案

日程第 11. 第 83 号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 83 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 12 第 84 号議案

日程第 12. 第 84 号議案 武雄市下水道条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

第 84 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 13 第 85 号議案

日程第 13. 第 85 号議案 令和 5 年度武雄市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

第 85 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 14 第 86 号議案

日程第 14. 第 86 号議案 令和 6 年度武雄市一般会計補正予算（第 3 回）を議題といたします。

第 86 号議案に対する質疑を開始します。

質疑通告がっておりますので、まずこれを許可したいと思います。12 番池田議員

○12 番（池田大生君）〔登壇〕

おはようございます。86 号議案についてお尋ねをいたします。

まず、6 款 1 項 3 目 10 節の農業振興費の消耗品費ですね。

これ、石灰窒素の配布の分かなと思いますけれども、ジャンボタニシ対策のですね。このことについて、まず、そのジャンボタニシの被害をどのくらい把握されていて、まずこの要因が何だったのかというのを調べられたのかということと、実施エリアの検討ですね、これをどのようにされたのか。

今年の水害のときも、市長、見られたと思いますけれども、北方のエリアについては一面、冠水というか、田植後にすぐつかるわけですね。隣の田んぼだけその対策をして、隣の田んぼがしていなかったという場合にはタニシさんが引っ越しするわけですね、浸水をしたときにですね。そういうことも考えてこのエリアの検討をされたのか。

また、農業者といたしますか、営農者、水稻農家の方とどのような意見交換をされて今回の実施に至ったのか。

それと、その石灰窒素の効果ですね。どのぐらいの効果があるのか、その辺の研究をされて御提案をされたのか。

次に、10 款 1 項 3 目 12 節の学校教育ビジョンデザイン業務委託料について質問をします。

今現在ですね、武雄市には教育大綱、そして、年度ごとに武雄市の教育というものが出されています。

このことについて、新たにこの教育ビジョンを策定される意図というか、この教育の方向性をどのように取られているのか。新たに教育ビジョンを策定される、その武雄の教育の方向性及び武雄市の教育との違いですね。地域も含めたところで考えているという、地域の皆さんにその教育ビジョンを示すためというようなことを記者発表のときにおっしゃられていましたけど、武雄市の教育との違いですね。武雄市の教育の中にもそれは盛り込まれているような気がするんですけども。

そして、委託業務ということになっておりますので、委託事業者をどのように選定するのか。

委託の内容ですね、もう丸投げなのか、ある程度、教職員の方々と武雄の教育をしっかりと

と詰めて、あと、印刷するだけの業務委託なのか、丸々、つくる段階からの委託なのか、そこについてお尋ねいたします。

○議長（吉川里己君）

佐々木営業部理事

○佐々木営業部理事〔登壇〕

おはようございます。議員からの質問ですけど、まず、スクミリンゴガイの被害状況の把握ということで、令和6年度の被害状況につきまして、現在最終の調査中でございます。10月中をめどに把握できる見込みで、あわせて要因についても調査を行っておるところでございます。

それから、2点目の実施エリアの検討でございますが、こちらも現在関係機関と協議を進めており、効果的な駆除ができるように検討をしているところでございます。

それと、農業者からの御意見ということですが、意見につきましては、市内の農政協議会、それから、生産組合連絡協議会、農業再生協議会等からの要望もあり、また、現地のほうにつきまして、被害状況の確認を地元の農家さん及びJAの関係者で実施し、そちらのほうでも御意見を伺っているところでございます。

それと、石灰窒素の効果でございますが、適正な散布をすることにより90%以上の効果が見込めるとなっております。この適正散布につきまして、講習会等を通じて正しい散布方法について説明をしていきたい。また、様々な被害対策方法についても周知することで、被害拡大を防止していきたいと思っております。

○議長（吉川里己君）

古賀こども教育部長

○古賀こども教育部長〔登壇〕

おはようございます。まず、教育ビジョンでございますが、この教育ビジョンにつきましては、昨年度策定いたしました武雄市教育大綱の方針を基本といたしまして、学校教育に関して、時代の変化に伴って必要となっている子供たち一人一人の主体的な学びへの転換や不登校や特別支援教室等の多様な子供への支援など、いろんな取組を現在武雄市として行っておりますが、これにつきまして、学校、保護者、そして地域の皆様にも、この取組等について共通認識を持っていただくために分かりやすく見える化をするものでありまして、新しく何かを定めたりというものではございません。

それから、この委託についてでございますが、委託内容につきましては、ビジョンの制作に当たってのデザイン制作とその印刷に係る分の委託でございます。内容等につきましては、学校現場と意見聴取をしながら、教育委員会の中で、内容については作成をする予定でございます。

委託事業者につきましては現在未定でございますが、金額的にも安価であるということも

踏まえて、市内事業者で見積り等を取りながら決定をしていきたいと考えております。

○議長（吉川里己君）

12 番池田議員

○12 番（池田大生君）〔登壇〕

その石灰窒素の分ですね、これ、いつ——10 月に調査をかけてされるということで、実施時期がいつ頃になるのか。

先ほど申し上げましたエリアの問題ですね。

この石灰窒素、ジャンボタニシの駆除については早くから言ってきました。ちょっと対応が遅いかなという感はあるのですが、いいことなので、もし期間があれば、先ほど言った、特に冠水地区ですね、ここは地域というか、ブロックで実施をしたほうが効果があるかなと私は思うので、その辺については、時間があれば検討をする余地があると思いますが、そこについて、最後、お聞かせください。

○議長（吉川里己君）

佐々木営業部理事

○佐々木営業部理事〔登壇〕

まず、配布時期につきましては、今年度中に計画をする予定でございます。詳細につきましては、準備ができ次第、お知らせをしたいと思っております。

また、エリアにつきましても、議員よりありましたように、効果的な駆除ができるようにエリアの調整をしていきたいと、そのように思っております。

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託いたします。

なお、付託区分につきましては、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 15 第 87 号議案

日程第 15. 第 87 号議案 令和 6 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）を議題といたします。

第 87 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 16 第 88 号議案

日程第 16. 第 88 号議案 令和 6 年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 88 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 17 第 89 号議案

日程第 17. 第 89 号議案 令和 6 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 89 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 18 第 90 号議案

日程第 18. 第 90 号議案 令和 6 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 90 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 19～第 27 第 91 号議案～第 99 号議案

日程第 19. 第 91 号議案 令和 5 年度武雄市一般会計決算認定についてから日程第 27. 第 99 号議案 令和 5 年度武雄市下水道事業会計決算認定についてまでの以上 9 議案を一括議題といたします。

提出者から補足説明を求めます。田中会計管理者

○田中会計管理者〔登壇〕

おはようございます。それでは、第 91 号議案から第 99 号議案までの令和 5 年度武雄市一般会計、特別会計、企業会計の決算認定について御説明いたします。

第 91 号議案の一般会計と、第 92 号議案から第 97 号議案までの特別会計につきましては一冊の決算書となっております。

歳入歳出決算書の 4 ページ、5 ページを御覧ください。

総括表の一番下の各会計の合計では、予算現額 686 億 1,722 万 7,000 円に対し、収入済額 665 億 4,486 万 148 円、支出済額は 634 億 8,538 万 7,085 円で、歳入歳出差引額は 30 億 5,947 万 3,063 円となっております。

5 ページの一番右側の欄に記載しております各会計の歳入歳出差引額はプラスまたはゼロとなっております。

10 ページから 65 ページに第 91 号議案から第 97 号議案までの決算書を、70 ページから 347 ページに事項別明細書を掲載しております。

352 ページ、353 ページに実質収支に関する調書を掲載しております。実質収支の状況はプラスまたはゼロとなっております。

358 ページ以降に財産に関する調書及び基金運用状況報告書を掲載しております。

なお、主要施策の成果及び予算執行の実績に関する報告書は別冊となっております。

企業会計につきまして、第 98 号議案で工業用水道事業会計を、第 99 号議案で下水道事業会計の決算認定となります。

いずれも、7 ページに収益的収入及び支出に関するもの、8 ページに資本的収入及び支出に関する決算報告書を掲載しております。

9 ページ以降に財務諸表をそれぞれ掲載しております。

以上で第 91 号議案から第 99 号議案までの令和 5 年度一般会計、特別会計、企業会計決算認定について説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉川里己君）

これより質疑を開始します。

質疑は区分して行います。

まず、第 91 号議案 令和 5 年度武雄市一般会計決算認定に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 92 号議案から第 99 号議案までの以上 8 議案に対する一括質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。第 91 号議案から第 99 号議案までの以上 9 議案は、議長及び監査委員を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。が、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 91 号議案から第 99 号議案までの以上 9 議案は、決算審査特別委員会に付託することに決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の正副委員長については、武雄市議会の申し合わせ事項により、委員長に松尾副議長、副委員長に石橋議会運営委員長にお願いすることといたします。

日程第 28 報告第 11 号

日程第 28. 報告第 11 号 令和 5 年度武雄市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告第 11 号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第 11 号は法令に基づいて報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第 29 報告第 12 号

日程第 29. 報告第 12 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告第 12 号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第 12 号は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第 30 報告第 13 号

日程第 30. 報告第 13 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告第 13 号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第 13 号は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第 31 報告第 14 号

日程第 31. 報告第 14 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

質疑通告がっておりますので、まずこれを許可いたします。12 番池田議員

○12 番（池田大生君）〔登壇〕

報告第 14 号の専決処分の報告についてということで、競輪事業特別会計による納付延滞に係る損害賠償と書いてありますが、これは延滞金ということではよろしいのか。

それと、インボイスとか e-Tax とかいろんなシステムが変わってきた中に、その通知というか、それが大きく変わったことによって機を逸してなったのか、そこをちょっと。

それに対する再発防止策をどのように取られているのか。

これ、延滞金ということなので、元の額があると思うんですね。元の額ですね。

それについてちょっとお尋ねをします。

○議長（吉川里己君）

佐々木営業部理事

○佐々木営業部理事〔登壇〕

それでは、まず、延滞金ということですけど、こちら延滞金ではございませんで、損害賠償金として利息を延滞税として納めておるところです。

それから、2 点目の遅延の理由ですが、国税庁のほうで令和 6 年 5 月より、社会全体の効率化や行政コスト抑制の観点から、e-Tax で申告した法人につきましては納付書送付廃止の周知があってございましたが、こちらのほうを確認できていなかったために遅延となった状況でございます。

それから、再発防止策でございますが、その e-Tax を定期的に確認し、申告時期に税務署へ納付書の送付を依頼して確実に支払い手続を行うようにしていきたいと思っております。

それから、本納税額につきましては 590 万 1,500 円になります。

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第 14 号は法令に基づいて報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 10時24分